



# 留学生が特定技能 1 号へ変更申請する場合の注意点等

## 特定技能 1 号のポイント

- 就労が可能な特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
- 在留期間：1年、6か月又は4か月ごとの更新、**通算で上限5年まで**
- 技能水準：試験で確認
- 日本語能力水準：試験で確認（N4以上）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

## 留学生が特定技能 1 号へ変更申請する場合の注意点

- 除籍・退学後に技能試験を受験し合格しても、有効とはみなされない。（在籍状況に係る資料の提出を求める場合あり）
- 特定技能の申請の際は、以下の公的義務の履行状況について確認が求められることから、予め準備する必要あり
  - ・ 確定申告（複数箇所でアルバイトをした場合、手続はお住まいを管轄する税務署）
  - ・ 国民健康保険（手続はお住まいの市区町村の区役所・市役所・役場）
  - ・ 国民年金（手續は日本年金機構）

## 留学生が特定技能へ変更する場合の相談窓口

東京出入国在留管理局では、特定技能 1 号へ変更を希望する留学生、留学生を雇用予定の企業、留学生の就職支援を行う教育機関からの相談を受け付けています。（東京出入国在留管理局 2 階 C 3 窓口、平日 9 時から 16 時まで）

# 留学生が特定技能1号へ変更申請する場合の必要書類1（留学生側）



東京出入国在留管理局  
Tokyo Regional Immigration Services Bureau

①[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00003.html) (特定技能への移行を希望する令和2年春卒業予定の留学生の皆様へ)

②[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00201.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html) (特定技能運用要領・各種様式等 ← 参考様式はこちら)

参考様式	書類名	編綴順
	在留資格変更許可申請書(申請人等等作成用1~3 V, <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html</a> の提出書類1番, 写真貼付)	2-1
参考様式1-1	履歴書	9
	技能試験の合格証明書の写し又は合格を証明する資料(介護分野については下記参照)	10-1
	日本語能力試験N4以上又は国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し(介護分野については下記参照)	10-2
参考様式1-3	健康診断個人票(別紙「受診者の申告書」を含む)。別の様式での提出でも差し支えないが、参考様式にある項目全ての受診が必要)	11
	市町村発行の個人住民税の課税証明書(前年の所得金額の記載があるもの)、及び市町村発行の個人住民税の納税証明書(前年度の納税金額の記載があるもの) ※発行を受ける時点において、課税証明書は最新のもの、納税証明書は全ての納期が経過しているもの (例:2020年1月に在留資格変更許可申請を行う場合、H31年度の個人住民税課税証明書、H30年度の個人住民税納税証明書)	12-1
	給与所得の源泉徴収票(前年の所得金額の記載がある個人住民税の課税証明書と同一年分のもの)※複数箇所でアルバイトをした場合、すべてのアルバイト先のものが必要 (例:2020年1月に在留資格変更許可申請を行う場合、H30年分の源泉徴収票)	12-2
	確定申告をした場合、税務署発行の納税証明書その3(税目:源泉所得税及び復興特別所得税、申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税、相続税、贈与税)	12-3
	国民健康保険被保険者証の写し	13-1
	市町村発行の国民健康保険料(税)納付証明書(在留資格変更許可申請をする当該年度、及びその前年度)	13-2
	日本年金機構発行の被保険者記録照会回答票	14-1
	国民年金保険料領収証書の写し(在留資格変更許可申請を行う月の前々月までの24か月分)、又は日本年金機構発行の被保険者記録照会(納付Ⅱ)	14-2
	二国間取決めによる順守すべき手続に係る書類(カンボジア国籍はカンボジア労働職業訓練省(MoLVT)が発行する証明書)※2019年11月現在 ※その他の国籍で二国間取決めにおいて遵守すべき手續が定まった場合には、隨時法務省HP <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html</a> で公開	26
	在学証明書、出席・成績証明書	28

## 介護分野（試験ルートの場合、次の全ての資料）

参考様式	書類名
	介護技能評価試験の合格証明書の写し
	介護日本語評価試験の合格証明書の写し
	日本語能力試験N4以上又は国際交流基金日本語基礎テストの合格証明書の写し

## 介護分野（養成施設ルートの場合）

参考様式	書類名
	介護福祉士養成施設の卒業証明書の写し

# 留学生が特定技能1号へ変更申請する場合の必要書類2（雇用する企業側）

## ※雇用する企業が法人の場合（個人の場合は下記法務省HP①参照）



東京出入国在留管理局  
Tokyo Regional Immigration Services Bureau

- ①[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00003.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00003.html)（特定技能への移行を希望する令和2年春卒業予定の留学生の皆様へ）  
 ②[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00201.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html)（特定技能運用要領・各種様式等 ← 参照様式はこちら）

参考様式	書類名	編綴順
	特定技能外国人の在留諸申請に係る提出書類一覧・確認表（留学からの変更の場合は、法務省HP <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00003.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00003.html</a> に掲示してあるもののうち、該当するもの）	1-1
	申請人名簿（同一企業において複数人を同時に申請する場合）（法務省HP <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html</a> の提出書類5番）	1-2
	在留資格変更許可申請書（所属機関等作成用1～5 V、法務省HP <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html</a> の提出書類1番）	2-2
参考様式1-4	特定技能外国人の報酬に関する説明書	3
参考様式1-5	特定技能雇用契約書の写し（申請人が十分に理解できる言語での記載も必要）	4
参考様式1-6	雇用条件書の写し（別紙「賃金の支払」を含む。申請人が十分に理解できる言語での記載も必要）	5
参考様式1-7	事前ガイダンスの確認書（申請人が十分に理解できる言語での記載も必要）	6
参考様式1-8	支払費用の同意書及び明細書（申請人が十分に理解できる言語での記載も必要）	7
参考様式1-9	徴収費用の説明書	8
参考様式1-11	特定技能所属機関概要書	15
	登記事項証明書	16
	住民票の写し（業務執行に関与する役員）※マイナンバーの記載がなく、本籍地の記載があるもの	17-1
参考様式1-23	特定技能所属機関の役員に関する誓約書（業務執行に関与しない役員）	17-2
	決算文書の写し（損益計算表及び貸借対照表、直近2年分）※直近期末において債務超過がある場合には、中小企業診断士、公認会計士等の企業評価を行う能力を有すると認められる公的資格を有する第三者が改善の見通しについて評価を行った書面の提出が必要	18-1
	法人税の確定申告書の控えの写し（直近2年分）	18-2
	地方労働局長発行の労働保険料等納付証明書（未納なし証明）（厚生労働省HP <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03993.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03993.html</a> 参照）	19-1
	労働保険料領収証書の写し（直近1年分）又は労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（事業主控え）の写し（領収証書に対応する分） ※労働保険事務組合に事務委託している事業場は、事務組合が発行した「労働保険料領収書」の写し（直近1年分）及び労働保険料等納入通知書の写し（領収書に対応する分）	19-2
参考様式1-16	雇用の経緯に係る説明書（あっせんする者の有無にかかわらず提出が必要）	20-1
	職業紹介事業所に関する「人材サービス総合サイト」（厚生労働省職業安定局HP）の画面を印刷したもの（あっせんする者がある場合のみ提出が必要）	20-2
	日本年金機構発行の社会保険料納入状況照会回答票又は健康保険・厚生年金保険料領収証書の写し（在留資格変更許可申請を行う月の前々月までの24か月分全て）	21
	税務署発行の納税証明書その3（税目：源泉所得税及び復興特別所得税、法人税、消費税及び地方消費税）	22
	市町村発行（東京23区の場合は都税事務所発行）の納税証明書（税目：前事業年度分の法人住民税）	23
参考様式1-17	1号特定技能外国人支援計画書	24
参考様式1-18～1-22	支援を委託する場合は支援委託契約書の写し、自社で支援を行う場合は支援責任者・支援担当者それぞれの就任承諾書及び誓約書、履歴書 ※自社で支援を行う場合は、支援責任者及び支援担当者が特定技能外国人を監督する立場にない者であること等の要件あり	25-1
	特定技能所属機関の四季報写し、又は法定調書合計表の写し（自社支援でその他の実績を証明する場合）	25-2
	分野別に必要となる資料（4～6ページ参照）	27

# 留学生が特定技能1号へ変更申請する場合の必要書類3（雇用する企業側） (分野別必要書類)

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00201.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html) (特定技能運用要領・各種様式等 ← 分野別参考様式はこれら)

## 外食業分野（農林水産省）

参考様式	書類名
分野別参考様式14-1	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)
分野別参考様式14-2	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(登録支援機関)
	保健所長の営業許可証の写し (許可証上の営業者氏名と特定技能所属機関が一致していることが必要)
	特定技能所属機関及び登録支援機関が、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

## 宿泊分野（国土交通省）

参考様式	書類名
分野別参考様式10-1	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)
分野別参考様式10-2	宿泊分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(登録支援機関)
	旅館業許可証(旅館・ホテル営業許可書) (許可書上の営業者氏名と特定技能所属機関が一致していることが必要)
	特定技能所属機関及び登録支援機関が、国土交通省が設置する宿泊分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

## 飲食料品製造業分野（農林水産省）

参考様式	書類名
分野別参考様式13-1	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)
分野別参考様式13-2	飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(登録支援機関)
	特定技能所属機関及び登録支援機関が、農林水産省、関係業界団体、登録支援機関その他の関係者で構成される飲食料品製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

## 介護分野（厚生労働省）

参考様式	書類名
分野別参考様式1-1	介護分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)
分野別参考様式1-2	介護分野における業務を行わせる事業所の概要書
	地方公共団体が発行する指定通知書等の写し
	特定技能所属機関が、厚生労働大臣が設置する介護分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

## ビルクリーニング分野（厚生労働省）

参考様式	書類名
分野別参考様式2-1	ビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書
	次のいずれかの資料 ・建築物清掃業登録証明書 ・建築物環境衛生総合管理業登録証明書のいずれか
	特定技能所属機関が、厚生労働大臣が設置するビルクリーニング分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

# 留学生が特定技能1号へ変更申請する場合の必要書類3（続き）（雇用する企業側） （分野別必要書類）



東京出入国在留管理局  
Tokyo Regional Immigration Services Bureau

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00201.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html) (特定技能運用要領・各種様式等 ← 分野別参考様式はこちら)

## 素形材産業分野（経済産業省）

参考様式	書類名
分野別参考様式3-1	素形材産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書
	特定技能所属機関が、経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

## 産業機械製造業分野（経済産業省）

参考様式	書類名
分野別参考様式4-1	産業機械製造業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書
	特定技能所属機関が、経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

## 電気・電子情報関連産業分野（経済産業省）

参考様式	書類名
分野別参考様式5-1	電気・電子情報関連産業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書
	特定技能所属機関が、経済産業省の組織する製造業特定技能外国人材受入れ協議・連絡会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

## 建設分野（国土交通省）

参考様式	書類名
分野別参考様式6-1	建設分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書
	建設特定技能受入計画の認定証の写し
	特定技能所属機関が、国土交通省が設置する建設分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

## 造船・船用工業分野（国土交通省）

参考様式	書類名
分野別参考様式7-1	造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)
分野別参考様式7-2	造船・船用工業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(登録支援機関)
	造船・船用工業事業者の確認通知書
	特定技能所属機関及び登録支援機関が、国土交通省が設置する造船・船用工業分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

## 自動車整備分野（国土交通省）

参考様式	書類名
分野別参考様式8-1	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)
分野別参考様式8-2	自動車整備分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(登録支援機関)
分野別参考様式8-3	登録支援機関の支援責任者、支援担当者又はその他外国人の支援を行う者に係る次のいずれかの文書 ・自動車整備士技能検定1級又は2級の合格証の写し ・実務経験証明書
	道路運送車両法第78条第1項に基づく、地方運輸局長の認証を受けた事業場であることを証する資料
	特定技能所属機関及び登録支援機関が、国土交通省が設置する自動車整備分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

# 留学生が特定技能1号へ変更申請する場合の必要書類3（続き）（雇用する企業側） （分野別必要書類）



東京出入国在留管理局  
Tokyo Regional Immigration Services Bureau

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00201.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html) (特定技能運用要領・各種様式等 ← 分野別参考様式は[こちら](#))

## 航空分野（国土交通省）

参考様式	書類名
分野別参考様式9-1	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)
分野別参考様式9-2	航空分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(登録支援機関)
	<p>【空港グランドハンドリングの業務区分の場合】            次のいずれかの資料            ・国管理空港における空港管理規則に基づく構内営業の承認書(写し), 又は、会社管理・地方自治体管理空港における空港管理者による営業の承認、許可を証明する書類(写し)            ・航空法に基づく航空運送事業の経営許可書(写し)</p>
	<p>【航空機整備の業務区分の場合】            次のいずれかの資料            ・航空機整備等に係る能力について国土交通大臣による認定を受けた者であることを証明するもの            ・航空機整備等に係る能力について認定を受けた者から業務の委託を受けた者にあっては、委託元に係る上記の書類及び委託契約書(写し)</p>
	特定技能所属機関及び登録支援機関が、国土交通省が設置する航空分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

## 漁業分野（農林水産省）

参考様式	書類名
分野別参考様式12-1	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)
分野別参考様式12-2	漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(登録支援機関)
	<p>【特定技能所属機関が農林水産大臣又は都道府県知事の許可又は免許を受けて漁業又は養殖業を営んでいる場合】            次のいずれかの書類            ・許可証の写し            ・免許の指令書の写し            ・その他許可又は免許を受け漁業又は養殖業を営んでいることが確認できる公的な書類の写し</p>
	<p>【特定技能所属機関が漁業協同組合に所属して漁業又は養殖業を営んでいる場合】            次のいずれかの書類            ・当該組合の漁業権の内容たる漁業又は養殖業を営むことを確認できる当該組合が発行した書類の写し            ・その他当該組合に所属して漁業又は養殖業を営んでいることが確認できる書類の写し</p>
	<p>【漁船を用いて漁業又は養殖業を営んでいる場合】            次のいずれかの書類            ・漁船原簿謄本の写し            ・漁船登録票の写し</p>
	特定技能所属機関及び登録支援機関が、農林水産省が設置する漁業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会協議会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

## 農業分野（農林水産省）

参考様式	書類名
分野別参考様式11-1	農業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)
分野別参考様式11-4	農業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(登録支援機関)
	特定技能所属機関及び登録支援機関が、農林水産省が設置する農業分野における特定技能外国人の受入れに関する協議会協議会の構成員であることの証明書(初めて特定技能外国人を受け入れてから4か月以上経過している場合)

# 在留資格「特定技能」についての問合せ先(法務省)

(制度全般、入国・在留手続、登録支援機関等について)

官署名	住所	連絡先
札幌出入国在留管理局	北海道札幌市中央区大通西12丁目 札幌第3合同庁舎 総務課	011-261-7502
仙台出入国在留管理局	宮城県仙台市宮城野区五輪1-3-20 仙台第2法務合同庁舎 総務課	022-256-6076
東京出入国在留管理局	東京都港区港南5-5-30 就労審査第三部門	0570-034259 (内線330)
横浜支局	神奈川県横浜市金沢区鳥浜町10-7 総務課	045-769-1720
名古屋出入国在留管理局	愛知県名古屋市港区正保町5-18 (受入・共生関係) 審査管理部門 (在留資格「特定技能」関係) 就労審査第二部門	審査管理部門 052-559-2112 就労審査第二部門 052-559-2110

[参考: 法務省ホームページ  
ページ「新たな外国人材  
受け入れ(在留資格「特定  
技能の創設」等)」  
<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/ny>

官署名	住所	連絡先
大阪出入国在留管理局	大阪府大阪市住之江区南港北1-29-53 総務課	06-4703-2100
神戸支局	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎 総務課	078-391-6377(代)
広島出入国在留管理局	広島県広島市中区上八丁堀2-31 広島法務総合庁舎 就労・永住審査部門	082-221-4412(代)
高松出入国在留管理局	香川県高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎 総務課	087-822-5852
福岡出入国在留管理局	福岡県福岡市中央区舞鶴3-5-25 福岡第1法務総合庁舎 総務課	092-717-5420
那覇支局	沖縄県那覇市樋川1-15-15 那覇第一地方合同庁舎 審査部門	098-832-4186

# 在留資格「特定技能」についての問合せ先

## (造船・船用工業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省海事局	東京都千代田区霞が関2-1-3 船舶産業課	TEL 03-5253-8634
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10 海事振興部旅客・船舶産業課	TEL 011-290-1012
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1 海事振興部海事産業課	TEL 022-791-7512
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 海事振興部船舶産業課	TEL 045-211-7223
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 海事部海事産業課	TEL 025-285-9156
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 海事振興部船舶産業課	TEL 052-952-8020
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 海事振興部船舶産業課	TEL 06-6949-6425
神戸運輸監理部	兵庫県神戸市中央区波止場町1-1 海事振興部船舶産業課	TEL 078-321-3148
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 海事振興部船舶産業課	TEL 082-228-3691
四国運輸局	香川県高松市サンポート3-33 海事振興部船舶産業課	TEL 087-802-6816
九州運輸局	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 海事振興部船舶産業課	TEL 092-472-3158
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 運輸部船舶船員課	TEL 098-866-1838

## (建設分野(続き))

官署名	住所・担当部署	連絡先
中国地方整備局	広島市中区八丁堀2-15 建設部計画・建設産業課	TEL 082-221-9231
四国地方整備局	高松市 サンポート3番33号 建設部計画・建設産業課	TEL 087-811-8314
九州地方整備局	福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 建設部建設産業課	TEL 092-471-6331 (内線:6147,6142)
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 開発建設部建設産業・地方整備課	TEL 098-866-1910

## (宿泊分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省観光庁	東京都千代田区霞が関2-1-2 観光産業課観光人材政策室	TEL 03-5253-8367
北海道運輸局	北海道札幌市中央区大通西10丁目 観光部観光企画課	TEL 011-290-2700
東北運輸局	宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1番地 観光部観光企画課	TEL 022-791-7509
関東運輸局	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 観光部観光企画課	TEL 045-211-1255
北陸信越運輸局	新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 観光部観光企画課	TEL 025-285-9181
中部運輸局	愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1 観光部観光企画課	TEL 052-952-8045
近畿運輸局	大阪府大阪市中央区大手前4-1-76 観光部観光企画課	TEL 06-6949-6466
中国運輸局	広島県広島市中区上八丁堀6-30 観光部観光企画課	TEL 082-228-8701

## (建設分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省 土地・建設産業局	東京都千代田区霞が関2-1-3 建設市場整備課	TEL 03-5253-8283
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目 事業振興部建設産業課 (内線:5895)	TEL 011-709-2311
東北地方整備局	仙台市青葉区本町3-3-1 建設部建設産業課	TEL 022-263-6131
関東地方整備局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 建設部建設産業第一課	TEL 048-601-3151
北陸地方整備局	新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1 建設部計画・建設産業課	TEL 025-370-6571
中部地方整備局	愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5 番1号 建設部建設産業課	TEL 052-953-8572
近畿地方整備局	大阪市中央区大手前1-5-44 建設部建設産業第一課	TEL 06-6942-1071

## (自動車整備分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省自動車局	東京都千代田区霞が関2-1-3	TEL 03-5253-8111 (42426, 42414)

## (航空分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
国土交通省航空局	東京都千代田区霞が関2-1-3 航空ネットワーク部 航空ネットワーク企画課 (空港グランドハンドリング関係) 安全部 運航安全課 乗員政策室 (航空機整備関係)	TEL 03-5253-8111 (内線:49114) (内線:50137)

# 在留資格「特定技能」についての問合せ先

## (農業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省経営局	東京都千代田区霞が関1-2-1 就農・女性課	TEL 03-6744-2162
北海道農政事務所	北海道札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 生産経営産業部担い手育成課	TEL 011-330-8809
東北農政局	宮城県仙台市青葉区 本町三丁目3番1号  経営・事業支援部経営支援課	TEL 022-221-6217
関東農政局	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館  経営・事業支援部経営支援課	TEL 048-740-0394
北陸農政局	石川県金沢市広坂2丁目2番60号  経営・事業支援部経営支援課	TEL 076-232-4238
東海農政局	愛知県名古屋市中区 三の丸1-2-2  経営・事業支援部経営支援課	TEL 052-223-4620
近畿農政局	京都府京都市上京区 西洞院通下長者町下る丁子風呂町  経営・事業支援部経営支援課	TEL 075-414-9055
中国四国農政局	岡山県岡山市北区 下石井1丁目4番1号  経営・事業支援部経営支援課	TEL 086-224-8842
九州農政局	熊本県熊本市西区 春日2丁目10番1号  経営・事業支援部経営支援課	TEL 096-300-6375
沖縄総合事務局	沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館  農林水産部経営課	TEL 098-866-1628

## (漁業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省水産庁	東京都千代田区霞が関1-2-1  企画課漁業労働班	TEL 03-6744-2340

## (介護分野)

	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省社会・援護局	東京都千代田区霞が関1-2-2  福祉人材確保対策室	TEL 03-5253-1111  (内線2125,3146)

## (産業機械製造業分野)

	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 産業機械課	TEL 03-3501-1691
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

## (素形材産業分野)

	住所・担当部署	連絡先
経済産業省製造産業局	東京都千代田区霞が関1-3-1 素形材産業室	TEL 03-3501-1063
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

## (電気・電子情報関連産業分野)

	住所・担当部署	連絡先
経済産業省 商務情報政策局	東京都千代田区霞が関1-3-1 情報産業課	TEL 03-3501-6944
(製造3分野全体について)	東京都千代田区霞が関1-3-1 総務課	TEL 03-3501-1689

## (外食分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1  食文化・市場開拓課	TEL 03-6744-7177

## (飲食料品製造業分野)

官署名	住所・担当部署	連絡先
農林水産省食料産業局	東京都千代田区霞が関1-2-1  食品製造課	TEL 03-6744-7180

## (ビルクリーニング分野)

	住所・担当部署	連絡先
厚生労働省 医薬・生活衛生局	東京都千代田区霞が関1-2-2  生活衛生課	TEL 03-5253-1111  (内線 2432)